

市民が利用しやすい司法 ～法の実現における役割を高めるために～

松田 純一 法友会政策委員会委員長

1 法とその実現手段についての今日的課題

(1) 「市民が利用しやすい司法」が重要であることは言を俟たない。

法友会は、これまで、表現の違いはあっても、幾度となくこのテーマで勉強を重ね、そして継続して発言してきた。

本年度、改めて「市民が利用しやすい司法」に注目して、政策要綱の改訂を進めてきたのは、「法の実現における私人の役割」を高める意義が再確認されたからである（田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』〔東京大学出版会、1987年〕参照）。

(2) 2008（平成20）年は、iPhoneが日本に上陸した年であった。それからまだわずかに10年余しか経っていない。

この間に、法の目的を実現する「手段」は多種多様化してきた。裁判のIT化実施が目前に迫り、ODR（オンライン紛争解決手続き）が論じられているのも、IT技術の進化と普及によるものである。

さらに、ひとり「手段」の多種多様化にとどまらず、AIの進化と普及に伴い、「法」そのものもまた根本的な再検討と再構築を迫られている状況にある。

(3) 米国の警察や裁判所では、犯罪者予測にAIプロファイリングが使われて、これによる排除や差別が行われている。中国では、信用情報機関がAIによって算出した信用スコアが、結婚、就職、融資、出国と、社会の至るところで、その利用が始まり、そのスコアによって排除や差別が生じはじめている。一度スコアがついてしまうと再浮上のチャンスは二度とないのではないか？と思える状況である（山本龍彦編著『AIと憲法』〔日本経済新聞出版社、初版2018（平成30）年〕参照）。

日本でも、AIのスコアリングが、就職、与信など人生の重要な局面で使われはじめている。まさに2019（令和元）年は、リクナビ事件が、リアルにその問題の日常性あるインパクトとリスクを認識させる年となった。

(4) AIの進化と普及は、プライバシーに大きな課題をもたらし、自己情報をコントロールすることの難しさを認識させた。また、選挙における投票行動では、いわば洗脳効果をも持つ悪用が行われかねないことが認識された（ケンブリッジ・アナリティカ事件）。

個人の尊厳につながる人権の問題、選挙制度と民主主義そのもの、そして、憲法価値の私人間適用まで考え抜かなければならない今日的課題を突きつけられるに至った。

(5) 新たな法を創造すべき時代的課題を負った今こそ、「市民が利用しやすい司法」を中心軸に置いて、新たな法を実現していくためには、既存の組織にその克服を期待し委ね、「おんぶに抱っこ」していくのではなく、「私人」こそがその「法」を創立する主人の役割を果たしていかなければならない、その「手段方法」をも考えていかなければならない、これこそが今日的課題であると思うに至った所以である。

2 民事司法改革

(1) 民事司法制度を充実し実現していくことは、法を実現するうえで私人の役割を高めていくプロセスでもあると思われる。民事司法改革は、重要な課題であり、さまざまな角度から取り上げなければならないと考える。

(2) 民事訴訟手続きの改革については、①裁判のIT化、②情報・証拠収集手続きの拡充が重要であるが、それぞれ課題も多い。また③ODRや④国際化への対応にも差し迫るものがあり、紙幅を割いた。

3 人権

(1) 政策要綱の全編について、男女共同参画の観点から改訂を試みるべき重要性を認識し、そのための勉強会も繰り返したが、本年度の改訂では、一部のアップデートに留まり、再改訂はその緒についたばかりである。男女共同参画の考え方は、文字どおりあらゆる課題に広く深く関連しているからである。今後の息の永い取り組みに期待をしたい。

(2) このようにダイバシティについて関心の高まりとともに、性的マイノリティー (LGBT) の権利についても、関係者の協力をも得て、大幅に加筆を行うことができた。

4 大規模災害

(1) 2019 (令和元) 年度は、台風15号、19号の傷痕が生々しく、法友会会員のなかにも直接被災された方も少なくなかった。改めてお見舞いを申し上げさせていただきたい。

加えて、首都圏にも近い将来、大きな直下型地震災害がくるであろうとの予測がある。

(2) 法友会はこれまで、東日本大震災から継続して東北各地を中心に被災地訪問をしてきており、必要な支援、意見表明などを行ってきた。本年度は、土砂災害に苦しみ、まだ復興途上にある広島県に訪問視察をさせていただいた。災害時には、相互に情報や支援が円滑につながるものが重要性を持つことを再認識する貴重な機会となった。本年度政策要綱は、「災害時における情報アクセシビリティ」について新設をした。

5 弁護士自治と会財政

(1) 弁護士自治を維持強化するため、その課題の検討を深めて加筆訂正を行った。また、本年度は、カルパ部会を立ち上げて、不祥事の発生防止の方策を再考することとした。

(2) ごく一部には、会費負担を軽減するために弁護士自治は不要ではないかという意見が聞かれたことももかつてはあったが、弁護士自治と会費負担は直結する問題ではなく、弁護士自治の重要性そのものに大きな異見はないものと思われる。

(3) 本年度は、東京弁護士会の財政や会費負担、ひいては弁護士会の運動会などの活動や各種委員会の活動等について、さまざまな意見交換があった。

東弁内においても、正式にPTが立ち上がり、東弁財政の立て直しと強靱化が検討された。その脈絡で弁護士会ないし委員会活動についても検討を深める機会となり、財政問題は、会務全般にわたる大きな関心事となり、テーマとなったのである。

本年度の政策要綱においては、東弁財政について、大幅に加筆を行った。

6 最後に

本年度の政策委員会は、法友会会員が多方面で地道に活動していること、そして、政策委員がそれぞれに意見を持ち議論に参加してくださることに改めて敬服する審議内容であり、刮目して見る思いであった。

司法制度改革に見識の深い鈴木善和幹事長が、執行部をリードして、政策要綱改訂にあたっても多くのご協力ご示唆をいただいた。執筆と編集にあたってくださった生田康介部会長率いる政策要綱策定部会と併せて厚くお礼を申し上げたい。